

25 アルゼンチン (Argentina)

援助政策等

1. 開発協力政策における基本方針・政策等

(1) 根拠法

開発協力に関する根拠法は存在しない。

(2) 基本方針

アルゼンチンには開発協力実施機関は存在せず、外務省国際協力局が、先進国および国際機関からの開発協力の受入れおよび途上国に対する開発協力の実施を担当している。

アルゼンチンによる途上国に対する開発協力としては、言語が共通であることから技術移転が比較的容易であることに加え、域内格差の是正および地域統合の観点からも、ほかの中南米諸国に対する技術協力が中心であり、専門家派遣、研修員受入およびセミナー開催が主なスキームとなっている。

開発協力の方針は、外務大臣および副大臣からの指示に基づき、国際協力局が策定する。国際協力局は開発協力の中期的アクションプランを策定しているが、公表はしていない。

(3) 主要な政策

アルゼンチンは、1980年代後半に開始した短期専門家派遣による南南協力を体系化・制度化するため、1992年にアルゼンチン国際協力基金「FO. AR」を設置し、外務省国際協力局が実施窓口となっている。

2001年の日本・アルゼンチン・パートナーシップ・プログラム (PPJA) 署名後は、日本をはじめとする先進国や国際機関をパートナーとする三角協力も推進している。

(4) 外交政策との関連

国際協力局は、以前は、外務省の外交、国際経済、宗務および調整の4部門のうち調整部門に置かれていたが、開発協力を外交政策の一環として、より戦略的に企画・実施する観点から、現在は外交部門に配置されている。

(5) 最近の傾向・特徴

ほかの中南米諸国に対する協力に加え、最近はアフリカ、アジア、英語圏カリブ地域の国々に対する協力も実施している。

(6) 重点分野

重点分野は以下のとおり (括弧内の割合は、1992年～2018年の実施案件数をベースにしたもの)。

- ア 農産業 (35%)
- イ 行政イノベーション (28%)
- ウ 保健 (9%)
- エ 社会開発 (8%)
- オ 環境 (7%)
- カ 教育・文化 (5%)
- キ 治安・司法・人権 (4%)
- ク 技術・生産イノベーション (4%)

(7) 重点地域・国

重点地域は以下のとおり (括弧内の割合は、1992年～2018年の実施案件数をベースにしたもの)。

- ア 南米 (52%)
- イ 中米およびスペイン語圏カリブ諸国 (29%)
- ウ 英語圏カリブ諸国およびハイチ (10%)
- エ アフリカ (5%)
- オ アジア・オセアニア・東欧 (4%)

(8) 他国・機関との連携

2001年5月に日本・アルゼンチン・パートナーシップ・プログラム (PPJA) が署名され、中南米諸国等に対し両国共同の開発協力を効果的・効率的に実施していくための基本的枠組みが形成された。2005年3月の見直し・延長合意を経て、PPJAの下で、第三国研修や第三国専門家派遣等が実施されている。

アルゼンチンは、日本とのPPJA開始を皮切りに、そのほかの先進国および国際機関との連携も実施しており、現在、ドイツ、スペイン、オランダ、ポルトガル、スイス、シンガポール、EU、FAO等との三角協力案件を実施中であるほか、韓国との間でも三角協力が開始される予定。

2. 規模

(1) 開発協力政策に係る予算額

2017～2019年の開発協力予算額は以下のとおり (括弧内は対前年比)。

- ・2017年 86,532,967ペソ (約522.4万米ドル^(注1)) (12.29%増)
- ・2018年 86,825,463ペソ (約309.0万米ドル^(注2))

注1：ペソ/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2017年レートを採用。

注2：ペソ/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2018年レートを採用。

(0.34%増)

- ・2019年 84,617,932ペソ (約301.2万米ドル^(注2))
(2.54%減)

(参考) 2019年のホワイトヘルメット (国連の下で活動するアルゼンチンの人道援助) 派遣および国際機関拠出金予算額は以下のとおり。

- ① ホワイトヘルメット派遣
 - ・2019年 62,212,586ペソ (約221.4万米ドル^(注2))
- ② 国際機関拠出金 (開発協力以外も含む)
 - ・2019年 1,668,435,598ペソ (約5,938.5万米ドル^(注2))

(2) 職員規模
約50名

実施体制等

1. 関係政府機関および援助実施機関の所掌事項、権限、政府内の決定メカニズム

国際協力局は外務省の一部局であり、開発協力を外交政策の一環として戦略的に活用するため、開発協力の方針決定および案件実施については、外務大臣および外務副大臣 (外交担当) の承認を要する。

また、技術協力の実施に際しては、INTA (国立農牧技術院)、INTI (国立工業技術院)、国立プラタ大学等の公的機関のスタッフを専門家として活用していることから、各案件の実施に際しては、これらの機関および所管省庁との調整が必要である。

2. 各機関の援助スキーム・援助形態

専門家派遣、第三国専門家派遣 (三角協力)、研修員受入、第三国研修 (三角協力)、セミナー開催

3. 各機関の在外事務所がある場合の予算、職員規模 在外事務所は存在しない。

4. 白書、年次報告書等の有無 なし。

5. 開発援助政策実施におけるNGOの活用例や民間セクターとの連携

NGOの活用例として、以下の2事例が挙げられる。

- (1) ロス・グロボ財団との連携による対コロンビア協力 (図書館の活用による青少年保護 (国内の武装勢力による青少年の戦闘員化の防止) のための技術協力を実施)
- (2) EAAF (アルゼンチン司法人類学チーム) との連携による対ベトナム協力 (ベトナムの法医学者や死体検案医に対し、ベトナム戦争の遺骨の身元特定を目的とする技術協力を実施)

●ウェブサイト

- ・アルゼンチン外務省：
<http://www.cooperacionarg.gob.ar/> (スペイン語のみ)

援助実施体制図

